

医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案  
について（概要）（地域医療構想関係）

厚生労働省医政局地域医療計画課  
厚生労働省医政局医療経営支援課

1. 改正の趣旨

- 医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、厚生労働省関係省令の整備等を行う。
- その他「新たな地域医療構想に関するとりまとめ」（令和6年12月18日新たな地域医療構想等に関する検討会）及び「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」（令和6年12月25日厚生労働省医師偏在対策推進本部）を踏まえ、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- ① 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）（第1条関係）
  - (1) 病院・診療所であって療養病床・一般病床を有するものの管理者が報告することとなる、その医療機関機能に応じた区分は、①高齢者救急・地域急性期機能、②在宅医療等連携機能、③急性期拠点機能、④専門等機能、⑤医育及び広域診療機能とする。また、病床の機能に応じた区分については、回復期機能を包括期機能に変更する。
  - (2) 医療機関機能等報告の内容の変更を求める場合として、基準日後（令和22年7月1日以降）における医療機関機能の予定が、協議の場において合意された当該機能と異なる場合等を規定する。
  - (3) 将来の病床数の必要量について、新たな地域医療構想の取組を踏まえた効果等を反映した算出を行うこと等に関する改正を行う。
  - (4) その他所要の改正を行う。
- ② 医療法施行規則（第2条関係）
  - (1) 改正法において、地域医療構想が、医療計画の上位概念に位置付けられたことに伴い、医療計画の策定を地域医療構想に即して進めることに関する改正を行う。
  - (2) 医師の数が少ないと認められる区域の設定に関する基準について、現行の規定に加えて、医師偏在指標による中位1／3の区域のうち、①人口密度、②最寄りの二次・三次救急医療機関までの距離、③離島、④特別豪雪地帯を項目として用いた「へき地尺度（mRIJ）」が高い区域であることを規定する。
  - (3) 病院の開設の許可若しくは病院の病床数の増加の許可の申請又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請があった場合において、改正法による改正後の医療法（昭和23年法律第205号）第7条の2第3項各号のいずれにも該当するときに、都道府県知事が提出を求める書面の記載事項として、当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む構想区域において病院の開設、診療所の病床の設置

又は病院若しくは診療所の病床数の増加が必要である理由及び当該申請に係る病床の機能の予定の具体的な内容を規定する。

(4) 地域医療構想調整会議に参加する関係者として、都道府県、市町村、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者等を規定する。

(5) その他所要の改正を行う。

③ その他、独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成16年厚生労働省令第77号）（第3条関係）について、改正法による医療法の項の移動に伴う所要の改正を行う。

### 3. 根拠条項

○ 改正法による改正後の医療法第7条第5項、第7条の2第3項及び第5項、第30条の3の2、第30条の3の3第2項第2号、第4号及び第7号、第30条の4第5項及び第11項、第30条の13第1項、第2項及び第7項、第30条の14第1項、第30条の15第1項並びに第30条の16第1項

### 4. 施行期日等

○ 公布日： 令和8年6月上旬（予定）

○ 施行期日： 令和9年4月1日（ただし、①は令和8年10月1日。）